

生ごみ処理機で エコ生活を 始めてみませんか

補助率 購入費の1/3
上限あり

今なら補助あり！お得に始めるチャンス

- ・ごみ出しを楽にしたい！
- ・台所を衛生的にしたい！
- ・生ごみの臭いを解消したい！
- ・家庭菜園のたい肥を作りたい！



生ごみ処理機
上限20,000円



生ごみ処理機を購入



領収書、保証書を提出



申請書提出

生ごみ堆肥化容器
上限5,000円

生ごみ堆肥化基材
上限2,000円



コンポスト



バッグ型コンポスト



基材



ダンボールコンポスト

生ごみ堆肥化容器・基材を購入



領収書を提出



申請書提出

問い合わせ

恵那市役所環境課 0573-26-6847

» 申請方法

- ①対象となる機器やコンポストなどを購入する。（中古品や個人売買は×）
※必ず領収書など購入状況のわかるものを受け取ってください。
- ②申請書（様式第1号）と請求書（様式第4号）を提出する。
※様式は市のホームページからダウンロード又は、市役所環境課の窓口にあります。

【添付書類】

- ・ 購入した処理機等の購入年月日、購入店舗、購入商品名及び購入金額が記載されたものであって、購入者及び当該者が処理機等の購入代金を支払ったことが分かるものの写し（処理機等の販売者が発行したものに限ります。）
 - ・ 生ごみ処理機の保証書の写し（生ごみ処理機を購入した場合に限る。）
- 申請書の提出後、不備等がなければ2週間程度で指定の口座へ補助金が振り込まれます。

» 補助の対象となるもの及び条件

- ①**生ごみ処理機**…かくはん、加熱、微生物による分解その他の処理を行うことによって、生ごみを減量化又は堆肥化させる機器のこと。（粉碎のみを行うものは除きます。）
- ②**生ごみ堆肥化容器**…電力を使用せず、発酵、分解その他の方法により生ごみの堆肥化を促進することを目的として作られた容器をいう。
- ③**生ごみ堆肥化基材**…発酵、分解その他の方法により生ごみの堆肥化を促進するための資材のこと。具体的には、ピートモス、腐葉土、もみ殻燻炭、竹パウダー、ココピート、ミミズが該当します。（ダンボールコンポストは基材に該当します。）

【条件】

- 1 申請期限は、処理機等を購入した日の属する年度の末日（3/31）までです。
- 2 補助金の額は、処理機等の購入に要した費用（消費税込み）の3分の1です。
ただし、上限額があります。
- 3 補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てます。
- 4 処理機等の保証料、配送料及び設置に要した費用は補助金の対象となりません。
- 5 ①②③それぞれ補助が受けられますが、それぞれ1度限りです。ただし、5年度が経過した後は、再度申請可能です。
- 6 ①②は1台のみが補助の対象です。③は複数購入した場合の合算金額が補助の対象となります。

» ご注意ください！

- ・申請は世帯主の方のお名前で行ってください。
- ・市税等に滞納がある方は申請できません。
- ・補助金を受けた方は、生ごみの減量化、堆肥化に努めるとともに市の実施するごみの減量化に関する調査にご協力いただきます。
- ・正しく使用せず、転売をするなどした場合は、補助金を返還してもらいます。
- ・予算が無くなった場合は、受付を終了します。（予算の残りが少なくなりましたら市のホームページでお知らせします。）

お問い合わせ先 恵那市役所 環境課環境係

〒509-7292 恵那市長島町正家1-1-1
市役所2階 電話0573-26-6847（直通）

市のホームページに様式やQ&Aがあります。

「恵那市生ごみ処理機」で検索又は、右のQRコードから！

